

令和元年度社会福祉施設等指導監査結果

【社会福祉課】

I 社会福祉法人

【総評】

令和元年度の法人監査については、平成29年度の社会福祉法人制度改革に伴って、国において指導監査ガイドラインが定められたが、これに従って監査を実施した結果、昨年度と同様に、実施したほとんどの法人で文書指摘を行うこととなった。

また、依然として文書指摘件数は多いものの、社会福祉法人制度改革から2年を経過し、各社会福祉法人において、改正後の制度への理解が進んだことにより、過去2過年度より文書指摘件数は大幅に減少した。

なお、指摘内容については、法人運営の大部分は評議員会、理事会に関する形式的な手続きの誤りに関するものであった。経理については、決算書類の不整合、計算書類の附属明細書の未作成、賞与引当金の未計上、入札ではなく随意契約を行う理由が不明確などが多かった。

【文書指摘率と推移】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
監査対象法人数	89	92	90	94	96	96
実施数(a)	49	43	44	38	29	34
文書指摘法人(b)	14	14	14	38	28	33
指摘率 b/a %	28.6	32.6	31.8	100.0	96.5	97.1
文書指摘件数	27	20	24	236	214	114

【文書指摘内訳】

文書指摘内容	法人運営	法人経理	合計
文書指摘件数	64(56.1%)	50(43.9%)	114

【参考：口頭指摘内訳】

口頭指摘内容	法人運営	法人経理	合計
口頭指摘件数	74(32.2%)	156(67.8%)	230

【主な指摘内容】

1 法人運営

- ・ 理事会、評議員会の招集通知が7日前までになされていなかった。
- ・ 定時評議員会の招集通知に前年度決算の計算書類、事業報告、監査報告を添付していなかった。
- ・ 評議員会及び理事会の決議前に特別の利害関係を有する者がいないか確認していなかった。
- ・ 決算理事会及び定時評議員会において承認を受けるべき計算書類等に漏れがあった。
- ・ 評議員会において、法令及び定款で定められた事項以外についても決議が行われていた。
- ・ 評議員会で新理事を選任した直後に理事会を開催する場合に、理事会の招集通知省略について、理事、監事の同意を得ていなかった。
- ・ 監事や理事が連続して理事会を欠席していた。
- ・ 評議員会での監事選任にあたり、監事の過半数の同意を得ていなかった。
- ・ 理事会での理事長による職務執行状況報告が不十分であった。
- ・ 定款に収益事業を行う定めがないにもかかわらず、収益事業に該当する太陽光の全量売電事業が行われていた。
- ・ 役員名簿や役員等報酬基準がインターネットで公開されていなかった。

2 法人経理（施設経理も含む。）

- ・ 決算書類の不整合、必要な附属明細書の未作成。
- ・ 財産目録が所定の様式で作成されていない。
- ・ 月次試算表が経理規程に定める期日までに理事長に提出されていない。
- ・ 引当金の要件を満たしているにもかかわらず、賞与引当金が計上されていない。
- ・ 評議員会での決算承認等、改正社会福祉法の施行に伴う経理規程の改正がなされていない。
- ・ 固定資産を廃棄する際、経理規程に基づき、事前に理事長の決裁が得られていない。
- ・ 入札によるべき契約が随意契約で行われている。
- ・ 随意契約とする合理的理由が不明確
- ・ 価格による随意契約で、複数見積りによる価格の比較が行われていない。
- ・ 継続的な契約において、契約更新の妥当性の検討がなされていない。
- ・ 100万円を超える契約で、契約書が未作成
- ・ 措置施設において、当期末支払残高が当該年度の措置費収入の30%を超えている。

II 社会福祉施設

【総評】

令和元年度においては、昨年度より文書指摘率は若干増加したものの、文書指摘率及び文書指摘件数についても、ほぼ例年どおりであった。

指摘内容については、施設運営管理では、就業規則と実態の相違、給与規程と実際に支給される給料等の相違、必要な職員健康診断の未実施、社会福祉施設職員等退職手当共済への未加入、非常災害に関する具体的な防災計画が未策定等の事例がみられた。

入所者処遇では、誤薬事故の連続発生、利用者の事故発生時の市町村等への未報告、身体拘束等の適正化のための指針等の未整備、入所者預り金の管理の不備等の事例がみられた。

【文書指摘率と推移】

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
監査対象施設数	247	249	248	251	255	258
実施数 a	169	169	131	102	101	96
文書指摘施設 b	35	22	22	23	17	22
指摘率 b/a %	20.7	13.0	16.8	22.5	16.8	22.9
文書指摘件数	53	32	36	31	23	27

【施設別内訳】

施設種別	救護	養護	特養	軽費	児童	障害児	障害者	合計
実施数 a	4	10	42	6	11	7	16	96
文書指摘施設 b	2	6	7	3	0	2	2	22
指摘率 b/a %	50.0	60.0	16.7	50.0	0.0	28.6	12.5	22.9
文書指摘件数	2	10	8	3	0	2	2	27

【文書指摘内容】

文書指摘内容	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
文書指摘件数	6 (22.2%)	11 (40.8%)	10 (37.0%)	27

【参考口頭指摘内容】

口頭指摘内容	施設運営管理	入所者処遇	施設経理	合計
口頭指摘件数	126 (50.0%)	68 (27.0%)	58 (23.0%)	252

【主な指摘内容】

1 施設運営管理

- ・ 職員採用時の健康診断未実施、深夜労働を行う職員の健康診断の回数不足、直接処遇職員の腰痛健診未実施等、職員の健康管理が不十分。
- ・ 就業規則に規定された勤務時間、休憩時間と実態の相違。パートタイム労働者に交付する労働条件通知書の項目不備。
- ・ 給与規程と実際に支給される給料、手当額の相違。初任給、昇給、手当等の決定根拠が不明確。
- ・ 資格要件を満たさない職員の配置。
- ・ 加入要件を満たしているにもかかわらず、社会福祉施設職員等退職手当共済について、未加入の職員がいる。
- ・ 運営推進会議の記録が公表されていない。
- ・ 運営規程に緊急時の対応方法や従業者の員数等、県基準条例等に規定する項目が記載されていない。
- ・ 夜勤と準夜勤との間で業務引継の時間が確保されていない。
- ・ 風水害等の非常災害に関する具体的な防災計画が未策定。

2 入所者処遇

- ・ 利用者の事故が発生した際、市町村等への報告がない。
- ・ 感染症・食中毒防止を目的とした衛生管理委員会、職員研修の未実施、記録の不備
- ・ 褥瘡の予防対策が不十分。
- ・ 入所者預かり金について、出金依頼書の未作成、利用者等への状況報告（年4回）の未実施。
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針や適正化委員会の体制が未整備
- ・ 身体拘束を行う場合に求められる手続きの不備、記録が不十分。
- ・ 誤薬事故が連続して発生している。
- ・ 調理業務の委託において、受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断の結果を施設側で確認していない。
- ・ 検食について調理従事者が行っており、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいて行っていない。